

江田島市乗合タクシー運行業務委託について

令和5年度江田島市乗合タクシー運行業務委託について、プロポーザル方式により運行事業者を選定した結果、次の事業者を優先交渉者とします。

1 選定に至る経緯

令和5年度の運行事業者について、広島県タクシー協会江能支部長に推薦を依頼しましたが、支部内の意見を調整できなかつたため、市公共交通協議会において選定を行うことになりました。

2 選定方法

競争入札の場合、金額のみでの選定となり、運行業務の内容を審査できないため、総合的に運行内容等を判断できる「公募型プロポーザル方式」により実施しました。

3 審査委員会

審査委員会の委員は、学識経験者、住民代表など、公共交通協議会の委員から選任した6名に依頼しました。(別紙参照)

4 応募事業者数

江田島北部線，江田島北部朝夕便	沖美北部線	沖美南部線
2事業者	1事業者	1事業者

5 江田島市乗合タクシー運行業務プロポーザル審査委員会の開催状況

(1) 第1回審査委員会

- ・令和4年10月18日付けで書面審議により実施しました。
- ・協議内容：運行業務受託事業者の選定方法について、公募型プロポーザル方式による選定と、その実施方法について書面審議を依頼しました。
- ・審議結果：書面審議の結果、承認を得た。

(2) 第2回審査委員会

- ・令和4年12月8日(木) 大柿市民センター会議室にて開催。
- ・協議内容：応募事業者によるプレゼンテーション・応募書類の審査後、審査委員による採点を行い、優先交渉者を決定しました。

6 優先交渉者

- (1) おれんじ号江田島北部線，江田島北部朝夕便 … (株)江田島タクシー
- (2) おれんじ号沖美北部線 … 三高タクシー
- (3) おれんじ号沖美南部線 … (有)能美タクシー

資料No.4-2

江田島市公共交通協議会
令和4年12月22日

令和5年度江田島市乗合タクシー運行業務プロポーザルに係る選定結果について

1 募集の概要

(1) 募集期間

11月9日（水）から11月30日（水）まで

(2) 応募事業者

- おれんじ号江田島北部線，江田島北部朝夕便：2事業者
- おれんじ号沖美北部線：1事業者
- おれんじ号沖美南部線：1事業者

2 審査の概要と結果

(1) 審査委員会の開催日

令和4年12月8日（木）13時30分～ 大柿市民センター会議室

(2) 審査の方法

審査委員会において、応募者からの応募書類等に基づきヒアリングを実施のうえ、あらかじめ定めた評価項目ごとに採点を行い、合計点数が最も高く、かつ基準点を満たしている者を、江田島市乗合タクシー運行業務委託の優先交渉者として選定する。

(3) 審査基準

評価項目	点数
1 運行体制	25
①運行を受託した場合の理念・スタンス	
②運行に必要な運転手・予備員を確保するための工夫	
③運行車両の代替輸送や追走時の対応方法	
④事故や車両故障，その他非常時の際の連絡体制	
⑤予約の受付や問い合わせへの対応方法及び体制	
2 サービスの向上	25
①利用客（高齢者や障害者等）の快適な乗車を実現するための工夫	
②利用促進策の実現性	
③乗客等へのメリットやその他アピールできる点	
総合評価点	50

3 審査委員

所 属	団体名	職名等	氏 名	備 考
学識経験者	広島商船高等専門学校	教授	岡山 正人	
住民代表者	江田島市自治会連合会	会長	濱谷 一眞	
広島県	広島県地域政策局交通対策担当	交通対策担当課長	藤井 剛	
江田島市	江田島市	副市長	土手 三生	江田島市公共交通協議会会長
江田島市	江田島市	企画部長	奥田 修三	江田島市公共交通協議会副会長
江田島市	江田島市	土木建築部長	水頭 顕治	江田島市公共交通協議会委員

4 審査結果

審査の結果、次の者の提案を採用し、江田島市乗合タクシーの運行委託事業者の優先交渉者として選定した。

※ 点数は、各審査委員の採点合計の平均点である。

※ 今回の評価は本件乗合タクシー運行業務に関する評価である。

(1) 江田島北部地区（江田島北部朝夕便、おれんじ号江田島北部線）

団体名	(A) 株式会社江田島タクシー	(B) 次点候補者
順位 (点数)	① (38.2点/50点)	② (30.7点/50点)
総 評	<p>審査基準に基づく総合的な評価を行った結果、すべての評価項目でAの方が高い評価となった。</p> <p>(ポイント)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・評価項目1「運行体制」 予備員を含めた運転手数の確保や代替輸送時の対応など、運行に必要な運行体制が、より高く評価された。 ・評価項目2「サービスの向上」 持ち運び可能な時刻表の作成など、利用促進策の実現性が、より高く評価された。 	

(2) 沖美北部地区（おれんじ号沖美北部線）

団体名	(A) 三高タクシー	
順位 (点数)	① (31.5点/50点)	
総評	審査基準に基づく総合的な評価を行った結果、基準点を超える評価となった。 (ポイント) 予約受付時に帰宅便や次回の予約を行うなど、問い合わせへの対応方法が評価された。	

(3) 沖美南部地区（おれんじ号沖美南部線）

団体名	(A) 有限会社能美タクシー	
順位 (点数)	① (34.8点/50点)	
総評	審査基準に基づく総合的な評価を行った結果、基準点を超える評価となった。 (ポイント) 代替輸送や追走時の人員・車両の確保など、安定的な運行が見込まれる点が評価された。	

5 運行事業者の決定

本協議会において、優先交渉者による運行業務委託について協議を行い、承認された場合、令和5年度の運行事業者として決定します。